

## 【重点課題6】誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

### 取組方針

すべての世代が理解し合い、助け合える世代間の連帯と活力に満ちた共生社会を形成していくため、さまざまな機会を活用して、高齢世代と若年世代とが交流し、世代間相互の理解を深められるよう取り組んでいきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、福祉施策と住宅施策やまちづくり施策が融合し、連携を更に深め、ハード・ソフトの両面から高齢者の生活環境づくりに取り組みます。

## 【施策の体系】

施策・事業数 42(うち、新規7)

### 1 世代間の交流と理解の促進

#### (1) 様々な機会を通じた市民への啓発や交流の場の提供

- 6 0 1 文化芸術活動やスポーツ等共通の関心で結ばれた人々の世代を超えた交流機会の拡大〔新規〕
- 6 0 2 お年寄りと子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進〔新規〕
- 6 0 3 福祉・教育・環境等地域貢献活動への様々な世代の住民参加の促進〔新規〕
- 6 0 4 学校ふれあいサロン等学校開放施設の利用促進
- 6 0 5 市営住宅団地におけるオープンスペース等の交流空間の整備
- 6 0 6 敬老記念品贈呈事業の実施

#### (2) 福祉教育の推進

- 6 0 7 学校教育での推進
- 6 0 8 福祉教育シンポジウムの開催
- 6 0 9 学校におけるボランティア体験活動の推進
- 6 1 0 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の充実

#### (3) 人権意識の高揚

- 6 1 1 人権文化の構築
- 6 1 2 新しい高齢者像の啓発
- 6 1 3 長寿社会対策に係る課題等の発信・提言

## 2 高齢者が安心できる生活環境づくり

### (1) すまいづくり

- 6 1 4 すまいに関する情報提供・相談体制の充実
- 6 1 5 高齢者向けのすまいの供給
- 6 1 6 住み替えの支援
- 6 1 7 住宅リフォームへの支援
- 6 1 8 住宅政策との連携を図った公的住宅等のストックを活用した介護・福祉サービス拠点の再整備の検討〔新規〕

### (2) まちづくり

- 6 1 9 ユニバーサルデザインに基づく社会環境づくり
- 6 2 0 公共建築物のバリアフリー化や駅等のバリアフリー化の推進
- 6 2 1 市バスにおけるノンステップバスの導入促進
- 6 2 2 高齢者が歩きやすいまちづくりの推進
- 6 2 3 移動に制約のある方への支援〔新規〕
- 6 2 4 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施

### (3) 防犯・防災対策

- 6 2 5 地域の総合的な安心安全ネットの推進
- 6 2 6 防火・防災の意識・知識の啓発と情報提供
- 6 2 7 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進
- 6 2 8 災害時要援護者名簿の整備〔新規〕
- 6 2 9 防火アドバイザーの養成
- 6 3 0 応急手当の普及・啓発
- 6 3 1 災害ボランティアセンターの運営
- 6 3 2 家具転倒防止対策の普及・啓発
- 6 3 3 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発
- 6 3 4 住宅用火災警報器の設置促進

### (4) 交通安全対策

- 6 3 5 交通安全普及啓発事業の推進
- 6 3 6 高齢者の参加，体験，実践型の交通安全教育活動の推進
- 6 3 7 家庭訪問による交通安全指導の推進
- 6 3 8 あんしん歩行エリア対策事業の推進

### (5) 消費者施策

- 6 3 9 消費者問題に関する啓発・教育
- 6 4 0 市民との協働による消費者啓発〔新規〕
- 6 4 1 消費者被害救済のための相談事業の充実
- 6 4 2 消費者被害等の迅速な情報提供

## 1 世代間の交流と理解の促進

### (1) 様々な機会を通じた市民への啓発や交流の場の提供

様々な機会を通じて市民への啓発を行うとともに、本市や民間団体等が開催するイベント等で多世代が参加し、交流を図る取組を進めます。

#### 〔施策・事業〕

#### 601 文化芸術活動やスポーツ等共通の関心で結ばれた人々の世代を超えた交流機会の拡大〔新規〕

本市が主催するイベント等で、高齢者と子どもが共に参加できる機会を設けるなど、文化芸術活動やスポーツ等を通して多世代が交流できる場づくりに努め、世代間交流の重要性について啓発します。

また、民間団体等が主催するイベント等でも世代間交流の場づくりや啓発について要請するとともに、企画への参画や後援等に積極的に協力します。

#### 602 お年寄りと子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進〔新規〕

老人福祉センターをはじめとした高齢者福祉施設と児童福祉施設等との交流を促進し、各施設間でネットワークづくりを進めることで、高齢者と子どもたちの世代を超えた交流の活性化を図り、長寿社会への理解と認識を深めます。

#### 603 福祉・教育・環境等地域貢献活動への様々な世代の住民参加の促進〔新規〕

高齢者がこれまで培ってきた知恵や経験を生かし、福祉・教育・環境等社会の様々な分野で、地域貢献活動を通して多世代と交流を深め、活躍する場づくりを進めます。

#### 604 学校ふれあいサロン等の学校開放施設の利用促進

学校内に改修・整備した、地域住民が集い学び合える学校ふれあいサロンや学校コミュニティプラザ、学校ふれあいパークで、世代間交流の促進を図ります。

また、地域住民の方を生涯学習コーディネーターに委嘱し、地域における生涯学習活動を通じた世代間交流を図ります。

#### 605 市営住宅団地におけるオープンスペース等の交流空間の整備

市営住宅の建て替え時においては、オープンスペースの確保や、周辺地域の市民の利用も考慮した集会所の設置を検討します。

## **606 敬老記念品贈呈事業の実施**

多年にわたって社会に貢献された100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、記念品を贈呈する敬老記念品贈呈事業を実施します。

### **(2) 福祉教育の推進**

各世代が共に支え合える長寿社会づくりを進めていくために、学校教育をはじめ世代を超えた福祉教育を推進します。

#### **〔施策・事業〕**

## **607 学校教育での推進**

児童・生徒が他人の立場や気持ちを考え、思いやる心を根本として、助け合い、共に伸びていくような活動を全学校教育の中で推進します。

## **608 福祉教育シンポジウムの開催**

児童・生徒が高齢者をはじめとする社会福祉に関心を持つよう、福祉教育シンポジウムを開催します。

## **609 学校におけるボランティア体験活動の推進**

地域との連携を基に、子どもたちが豊かなボランティア体験活動にふれる機会を創設し、ボランティア活動への主体的な参加意識を促すための取組を推進します。

## **610 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の充実**

中学校が授業の一環として、福祉ボランティア体験をはじめとする5日間の社会体験活動に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施し、福祉に対する理解、他人への思いやりの心や主体性を育成します。

### **(3) 人権意識の高揚**

高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、尊重されるだけでなく、自己実現できる社会の実現のため、長寿社会の諸問題について市民一人ひとりが自ら考える機会を提供するなど、啓発を中心とした施策の推進に努めます。

## 〔施策・事業〕

### 611 人権文化の構築

本市の人権施策の基本方針を示した「京都市人権文化推進計画」（平成17年3月策定）に基づき、すべての市民が高齢者問題を自分のものとして捉え、その理解と関心を深める機会を提供するなど、啓発事業の充実を図ります。

### 612 新しい高齢者像の啓発

高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努めます。

### 613 長寿社会対策に係る課題等の発信・提言

長寿すこやかセンターで、長寿社会対策に係る各種の情報を収集し、諸問題の把握や研究に努め、長寿社会の抱える課題等を広く市民に発信・提言し、すべての市民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進めます。

## 2 高齢者が安心できる生活環境づくり

### (1) すまいづくり

福祉施策と住宅施策が融合し、居住福祉の向上という観点からハード、ソフトの両面からの取組をより一層進めていく必要があります。

## 〔施策・事業〕

### 614 すまいに関する情報提供・相談体制の充実

高齢者のすまいに関する様々な情報を、区役所・支所や地域包括支援センターに取り揃え、各種制度の紹介、情報提供体制の充実を図ります。

また、京都市すまい体験館が行っているすまいよろず相談では、住宅に関する様々な相談を受けます。特に、高齢者や身体に障害のある方が、自宅での生活をより安全で快適に送るためのリフォームやすまい方のアドバイスを行うとともに、必要に応じて、建築、保健、福祉等の専門家が自宅を訪問し、具体的なアドバイスを行います。

### **615 高齢者向けのすまいの供給**

バリアフリー構造、緊急通報装置等を備えるなどの基準を満たした賃貸住宅である地域優良賃貸住宅（高齢者型）やケアハウス等の高齢者向けのすまいの供給を促進するとともに、これらの住宅において、所得に応じた適切な負担となるよう家賃補助等を行い、低所得の高齢者の居住の安定を図ります。また、そこで必要な介護サービスや生活支援サービスが利用できるよう取組を進めます。

市営住宅についても、セーフティネットとしての機能が十分発揮されるよう、エレベータの設置や住戸内の段差解消等による高齢者対応の推進をはじめとする居住性の向上を図ります。また、建て替え時においては、地域密着型サービス施設等との併設や合築を検討します。

### **616 住み替えの支援**

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅である「高齢者円滑入居賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」の登録・閲覧制度の利用促進を図るとともに、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や様々な居住支援サービスに関する情報提供により、高齢者等の居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とする「あんしん賃貸支援事業」を実施し、高齢者の住み替えに関する総合的な情報提供を充実します。

また、市営住宅においても、住宅変更の募集を行うなど身体の状態に応じた住み替え制度を充実します。

### **617 住宅リフォームへの支援**

住宅の増改築・リフォームを行う際、融資をあっせんしていますが、バリアフリーリフォームに対しては、利率を大幅に低くし、その推進を図るとともに、高齢者住宅財団の行う一括償還型バリアフリー融資制度等、京都市融資以外の制度の紹介を適宜行います。

高齢者が住宅をリフォームする際に、その身体状況に応じた適切なリフォームができるよう、情報提供等を図ります。

### **618 住宅政策との連携を図った公的住宅等のストックを活用した介護・福祉サービス拠点の再整備の検討〔新規〕**

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公的住宅等のストックを活用した地域の介護・福祉サービス拠点の再整備（安心住空間創出プロジェクト）について検討を進めます。

## (2) まちづくり

行政、市民、企業が一体となってユニバーサルデザインの理念に基づいた取組が進むよう普及・啓発を一層推進し、公共建築物、交通機関、歩行環境等のバリアフリー化等のハード面だけではなく、人的対応の充実や利用者に対する適切な情報提供等のソフト面の対策を図り、高齢者をはじめすべての人にやさしいまちづくりを総合的に推進します。

### 〔施策・事業〕

#### 619 ユニバーサルデザインに基づく社会環境づくり

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、あらゆるものをすべてのひとができる限り利用しやすいことを目指すユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会環境づくりを推進します。

#### 620 公共建築物のバリアフリー化や駅等のバリアフリー化の推進

すべてのひとが安全かつ安心して施設を利用できるように、継続して既存施設の現況調査や、施設ごとの整備計画を策定し、バリアフリー化改修を推進します。

また、バリアフリー新法に基づき、旅客施設及びその周辺道路等の重点的、一体的なバリアフリー化を推進します。

#### 621 市バスにおけるノンステップバスの導入促進

高齢者をはじめ誰もが安心して市バスを利用できるよう、ノンステップバスの導入を促進するとともに、ノンステップバスに適した停留所への改善を図ります。

#### 622 高齢者が歩きやすいまちづくりの推進

「京都市都市計画マスタープラン」に基づき、道路や公園等のバリアフリー化、電線類の地中化、自転車利用者のマナー向上の啓発、看板等路上物件適正化事業、コミュニティ道路の整備等を促進し、高齢者をはじめすべての人が安全で快適に歩き移動できる、歩いて楽しいまちづくりを目指します。

#### 623 移動に制約のある方への支援〔新規〕

特定非営利活動法人等が実施するボランティア輸送としての有償運送について、その必要性及び実施に伴う安全性の確保、旅客の利便の確保等について協議する場を

設置するなど、高齢者の社会参加の促進を図ります。

また、高齢者等単独では移動が困難な方の個別ニーズに迅速かつ的確に対応できるタクシー事業者による共同配車センターの運営について「京都あんしんタクシー（福祉移送）事業地域協議会」で点検・評価し、円滑な運営に協力します。

#### **624 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施**

「京都市緑の基本計画」に基づき、高齢者の健康づくり、レクリエーション、憩いの場の確保、防災拠点の確保の観点から、都市公園等の整備、公共公益施設や民有地の緑化等、緑のまちづくりを進めます。

### **(3) 防犯・防災対策**

自ら危険を回避できるよう意識と知識の高揚を図る啓発を強化するとともに、保健・福祉関係者に対しても研修等により知識の普及を図ります。また、災害等に備え、地域住民による自主的な活動を積極的に支援します。

## **〔施策・事業〕**

#### **625 地域の総合的な安心安全ネットの推進**

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、地域住民（各種団体）と区役所・支所、学校、警察署、消防署等の関係機関が連携し、防犯、防災、子どもの安全、地域福祉等幅広い分野で地域の安心・安全の確保に取り組み、地域の総合的な安心安全ネットの構築を推進するとともに、それらの取組や相談窓口等の情報を発信することにより、地域や家庭における安心を育むことを目指します。

#### **626 防火・防災の意識・知識の啓発と情報提供**

市内各所において、あらゆる機会を通じ、消火器の取扱訓練や防火・防災講習、起震車による地震の体験会等を実施し、火災予防対策や災害発生時の初動活動等の防火、防災指導を行います。

また、地震や洪水等の災害の危険性に関する情報及び日ごろからの備えや避難に関する情報等の防災情報を提供します。

### **627 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進**

自主防災組織，事業所，消防団，その他の地域団体で構成する高齢者のいのちを守るネットワークの構築を推進し，定期的に訓練，交流会等を実施することにより，相互の協力関係の強化に努めます。

また，災害時の自主防災活動の中心的存在となる自主防災リーダーや京都学生消防サポーターを育成するため，必要な技術や知識を習得する研修を実施し，地域の災害対応力の向上を図ります。

### **628 災害時要援護者名簿の整備〔新規〕**

地震等の大規模災害発生時に，高齢者や障害のある方のうち自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）の避難支援を行うため，災害時要援護者名簿を整備し，区役所・支所と消防署・分署，保健福祉局の行政機関内部で共有し，災害時要援護者の避難支援体制を確保します。

### **629 防火アドバイザーの養成**

火災等の災害から高齢者や障害のある方を守るため，日ごろからこれらの方と接する機会が多い，ホームヘルパー，介護支援専門員，民生委員・児童委員，老人福祉員等を対象に，防火・防災に関する知識や指導技術を習得する研修を実施します。

### **630 応急手当の普及・啓発**

介護サービスの提供中等に高齢者に適切な応急手当が必要となった場合，ホームヘルパー等が救急隊の到着するまでの間，手当ができるよう自動体外式除細動器（AED）の使用方法も含めた救命講習を推進します。

また，平成20年度に創設された事業所間のネットワーク組織である「安心救急ネット京都」と連携を図り，応急手当の普及・啓発とAED設置を促進します。

### **631 災害ボランティアセンターの運営**

災害時において，高齢者をはじめとする幅広い被災者の生活や被災地の復旧・復興等を支援するボランティア活動が円滑にできるよう，関係団体とのパートナーシップの下，ボランティア活動の調整を行う京都市災害ボランティアセンターを常設し，平常時からボランティアの受入れ環境の整備を図ります。

### **632 家具転倒防止対策の普及・啓発**

大地震によるけがの原因は，家具類の転倒や落下物によるものが多いことから，家具類の転倒防止対策は重要であり，特に，災害時に自ら避難することが困難な高齢者世帯等への家具転倒防止対策の普及・啓発を促進します。

### **633 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発**

消防職員が、災害時に自ら避難することが困難な高齢者宅を訪問し、防火防災に関する安全指導を推進するとともに、住宅用防災機器等の普及を図ります。

### **634 住宅用火災警報器の設置促進**

住宅火災から命を守るため、すべての住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の必要性について啓発するとともに、自主防災会による共同購入を推進し設置の促進を図ります。

## **(4) 交通安全対策**

本市と警察等関係機関、事業者、市民等で構成される各区交通対策協議会の活動を中心に効果的な交通安全対策を推進します。

## **〔施策・事業〕**

### **635 交通安全普及啓発事業の推進**

各区交通対策協議会の活動を中心に、ポスター、パンフレット等を活用した広報啓発や街頭啓発等の事業を推進します。また、高齢者向けのイベント等での啓発活動を推進します。

### **636 高齢者の参加、体験、実践型の交通安全教育活動の推進**

京都府警察本部をはじめ、関係機関、団体等の協力の下、高齢者の参加、体験、実践型の交通安全教室や研修会を開催します。

### **637 家庭訪問による交通安全指導の推進**

交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、京都府警察本部と連携し、老人クラブ会員、民生委員・児童委員、老人福祉員等の協力を得ながら、高齢者と日常的に接する機会を利用した交通安全指導を積極的に推進します。

### **638 あんしん歩行エリア対策事業の推進**

歩行者の安全を確保するため、あんしん歩行エリア対策事業を推進し、市街地で事故の発生割合が高い地区等の歩道の設置や交差点の改良等の整備に取り組みます。

## **(5) 消費者施策**

消費者被害の未然防止・拡大防止や救済のため、関係機関との連携を更に強化し、高齢者をはじめ、高齢者福祉関係者への啓発、相談、情報提供等の施策を推進するとともに、高齢者が身近に相談できる体制の充実を図ります。

### **〔施策・事業〕**

#### **639 消費者問題に関する啓発・教育**

悪質商法からの被害を未然に防ぐため、平素から対策が講じられるよう、高齢者向けのわかりやすいパンフレットや、高齢者福祉関係者等を対象にした高齢者の消費者被害防止のための手引き、消費生活全般に関する情報誌等を配布するとともに、設置場所の拡大を図ります。また、消費生活に関する知識を身につける講座や、地域での研修会等で悪質商法に関する出前講座を実施します。

#### **640 市民との協働による消費者啓発〔新規〕**

日常生活の中での目配り、気配り等により地域の高齢者等の見守りを行い、市民総合相談課（市民生活センター）への相談を奨励するボランティア「くらしのみほりたい」の募集や、地域に密着した消費者啓発の核となる「京（みやこ）・くらしのサポーター」の活動により、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

#### **641 消費者被害救済のための相談事業の充実**

悪質商法の被害に遭ったときに、その対応策を相談できるよう、市民総合相談課（市民生活センター）での消費生活相談、法律相談事業等を実施するとともに、京都府、京都府警察本部、京都弁護士会等の関係機関との連携体制を強化し、相談体制の充実を図ります。

#### **642 消費者被害等の迅速な情報提供**

悪質商法等による消費者被害の実例や最近の被害状況等について、パンフレットやメール配信等により、迅速に情報提供します。